

令和元年度監査結果報告について

令和元年度監査報告書(財務監査結果報告及び財政援助団体等監査結果報告)を、本日、監査委員が市長に提出しました。監査報告書は別添のとおりです。

1 監査結果の概要

(1) 監査対象

主として平成30年4月1日から令和元年8月31日までに執行した事務等について、次の区局本部及び団体を対象に監査を実施

財務監査(経理事務等)・・・鶴見区など3区、政策局など22局1本部

財務監査(工事)・・・鶴見区など18区、環境創造局など8局

財政援助団体等監査・・・公益財団法人横浜市総合保健医療財団など6団体

(2) 監査の結果

監査の種別	財務監査		財政援助 団体等監査	計
	経理事務等	工事		
指摘事項 ^{注1}	148事例	40事例	49事例	237事例
意見 ^{注2}	1件	1件	1件	3件

注1・・・違法・不当な事項であり改善が必要なもの、又は経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要なもの。事例の数は、指摘事項に該当する行為について、同様の行為を1事例としてカウントしたものの。同様の行為が複数発生しても事例数は1となる。財政援助団体等監査については、出資団体等の所管課に係る分を含む。

注2・・・監査委員が指摘事項等を踏まえ改善に向けて付す見解、又は監査の対象範囲にかかわらず組織及び運営の合理化に向けて付す見解

2 監査委員からの主な意見等

(1) 監査を振り返って(P.2)

(事務処理ミスの発生原因)

経理事務のミスの当事者に発生原因を確認した結果、担当者については、適正な事務処理を理解しないまま、安易な前例踏襲により事務処理をしてしまったという回答が多かった。係長については、担当者が処理した内容について、十分な確認をしていなかったという回答が多かった。このような状態を改善しないと事務処理ミスの発生を防止することは困難である。ミスを防止するためにチェック機能の役割を果たすべき責任職は、健全な猜疑心を持ち、人はミスをするものという前提に立って確認を行う必要がある。

(再発防止に向けた制度所管課の役割)

各制度所管課は、同様の事務処理等のミスが繰り返されている状況を、単に事務を行っている職員だけの問題と捉えず、ミスの発生原因を分析し、制度自体にミスを誘発する根本的な原因がある場合には、より効率的で適切な事務手続となるよう、制度の改善に取り組むことを求める。また、各制度所管課は連携して、実際に事務を行う職員の視点に立って、職員が適正に事務処理を行うための支援に努めることを求める。

(内部統制制度の確立)

内部統制制度の所管課は、今回の監査結果における指摘事項等も参考にしながら、各制度所管課にも働きかけ、内部統制制度の確立を目指していくことを期待する。

(2) 財務監査

ア 経理事務等

<監査の結果>

- ・物品購入や委託に係る事務処理ミスなど、過去の指摘事項と同様の不適正な事例が見受けられた。
- ・平成30年度の監査における指摘事項については、再発防止策を講じたものの、同じ局内で令和元年度も同様の不適正な事例が見受けられた。

意見 不適正な経理事務の再発防止に向けた取組 (P. 54)

- ・規程、マニュアル等の内容を確認せず前例踏襲により事務執行していたことや、郵券の払出し時における現物確認の統一されたルールがなく確認を行っていなかった課があったことなどにより、事務処理ミスが発生していた。制度所管課は、規程、マニュアル等の内容が浸透していない場合は、受け手である職員が理解できるよう周知する。また、内部統制制度が導入されることも踏まえ、全庁的に取扱いを統一すべき事項については、その取扱いを定める。

イ 工事

<監査の結果>

- ・工事費の積算、工事の安全管理、工事の変更契約手続等において、過去の指摘事項と同様の不適切な事例が見受けられた。

意見 不適切な事務処理等の再発防止に向けた取組 (P. 78)

- ・過去と同様の指摘が繰り返される一因としては、公共工事は、目的物や施工環境が工事ごとに異なる上、確認すべきチェック項目が膨大であることから、全ての業務をマニュアル化することが困難であるということが考えられる。新採用職員や経験の少ない職員の割合が増えていることなどを踏まえ、各職員が個別の案件に応じた適切な対応が行えるよう、各職員の経験年数や役割に応じた研修、ベテラン職員による若手職員へのOJTなど、効果的な人材育成・技術継承の取組を組織的に行う。

(3) 財政援助団体等監査

<監査の結果>

- ・複数の団体で財務諸表の誤りや現金・物品等の管理状況など、過去の指摘事項と同様の不適正な事例が見受けられた。
- ・指定管理者の事務の基本的事項に関して改善すべき事例（修繕費の負担区分の誤り、事業報告書等の未公表など）が見受けられた。

意見 リスクの高い項目の把握と未然防止に向けた取組等 (P. 96)

- ・団体内の人的制約もあるが、団体や所管区局はリスクの高い項目を把握するとともに、事務処理ミスの未然防止に向けた仕組みを構築し、実際にその仕組みが有効に機能しているか定期的に確認することが求められる。
- ・各区局においては、該当する規則、ガイドライン等に定められている指定管理者に対する業務点検を徹底すること。また、制度所管課においては、実施する研修の効果が生き、モニタリング等に関する適切な対応がより徹底されるよう、引き続き各区局への支援を行うことが求められる。

お問合せ先

監査事務局財務監査課長 佐倉 康之 Tel 045-671-3362